

船舶事故等調査報告書

平成24年9月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第201号				
事故等種類	乗揚				
発生日時	平成23年9月22日 16時00分ごろ				
発生場所	香川県小豆島北東岸 小豆島町所在の福田港北1号防波堤灯台から真方位140°0.8海里（M）付近 （概位 北緯34°32.0′ 東経134°21.6′）				
事故等調査の経過	平成23年11月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。				
事実情報					
船種船名、総トン数	貨物船 第五住 ^{すみえい} 栄丸、499トン				
船舶番号、船舶所有者等	129308、有限会社住栄興業				
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）				
死傷者等	なし				
損傷	ビルジキール曲損及び擦過傷、プロペラ翼曲損及び欠損				
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、平成23年9月22日15時45分ごろ、小豆島北東岸の石材採掘場の船積み場において、石材約1,700tを積み込み、喫水が船首約3.4m、船尾約5.0mの満載状態となって荷役を終えた。</p> <p>本船は、操舵室に船長が、船首に一等航海士及び機関長が、船尾に一等機関士及び甲板員がそれぞれ出航スタンバイ配置に就き、船尾要員が船尾の係留索を解いたのち、沖に投錨していた船尾錨を巻き込み始めたところ、船尾が沖側に大きく引かれるようになり、係留索を解かれていなかった船首が陸側に振られ、16時00分ごろ、福田港北1号防波堤灯台から真方位140°0.8M付近において、船首船底が浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船体に異常がないことを確認したのち、潮位の上昇と主機及び舵の操作によって自力離礁し、石材の揚荷終了後、入渠して曲損したビルジキールやプロペラを修理した。</p>				
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期</p>				
その他の事項	<p>本船は、船首楼甲板に旋回式クレーンを備えた砂利運搬船であった。</p> <p>本船は、沖に船尾錨を投下したのち、船首と船尾に係留索を取って石材採掘場の船積み場に係留していた。</p> <p>本船は、ふだん、本件船積み場を離岸する際、船首の係留索を解いたのち、船首が岸から離れるのを待って船尾の係留索を解き、船尾錨を巻き込んでいた。</p> <p>船長は、本事故当時、船首の係留索が解かれていると思っていた。</p> <p>船積み場付近の水深は、3.5～6.0mであった。</p>				
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし
乗組員等の関与	あり				
船体・機関等の関与	なし				

	<p>気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし 本船は、小豆島北東岸の石材採掘場の船積み場で石材を満載して出航する際、船首の係留索を解く前に船尾の係留索を解いて船尾錨を巻き込んだことから、船尾が沖側に引かれ、船首が陸側に振られて浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、小豆島北東岸の石材採掘場の船積み場で石材を満載して出航する際、船首の係留索を解く前に船尾の係留索を解いて船尾錨を巻き込んだため、船尾が沖側に引かれ、船首が陸側に振られて浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出港スタンバイ中は、船首、操舵室、船尾に配置された各要員間の連絡を密にし、係留索の解らんや揚錨のタイミングなどのスタンバイ中の手順を遵守すること。 ・ 喫水に対して水深が十分でない場所で運航する際には、潮位が上昇するのを待って運航を開始すること。 	